

令和8年度 鹿児島市地域課題解決ビジネス支援事業補助金 募集要項

1 趣旨

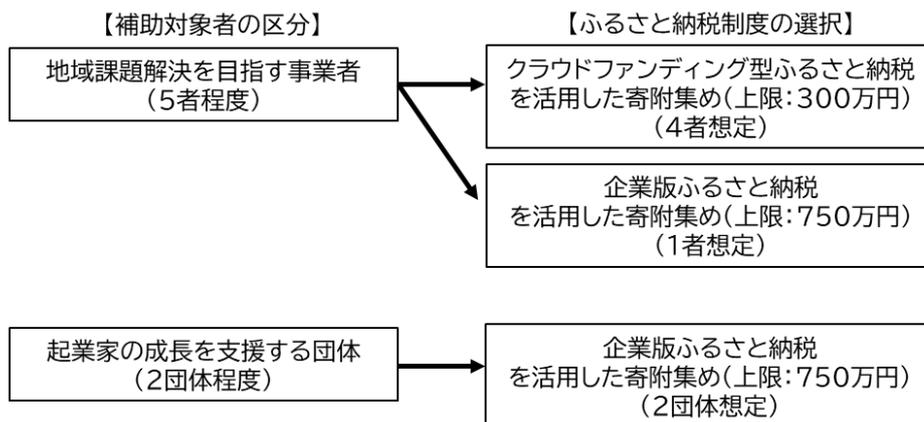
鹿児島市では、ビジネスによる地域課題解決の促進や起業家支援の更なる充実を図るため、ビジネスの手法を用いて地域課題の解決を目指す事業者や起業家の成長を支援する団体の経営基盤の強化にかかる取組に対して、本市のふるさと納税を活用した資金調達の機会を提供し、調達資金を原資とした補助金の交付による支援を行います。

2 地域課題解決ビジネス支援事業補助金の概要

(1) 補助対象事業者の公募・選定

- 補助対象者の区分を「地域課題解決を目指す事業者（注1）」と「起業家の成長を支援する団体（注2）」に分けて事業計画を公募し、補助対象となる事業者及び団体を選定します。
 - 「地域課題解決を目指す事業者」が活用する「ふるさと納税制度」は、応募時に「クラウドファンディング型ふるさと納税制度」と「企業版ふるさと納税制度」のいずれかを選択していただきます。（注3）
 - 「起業家の成長を支援する団体」が活用する「ふるさと納税制度」は、「企業版ふるさと納税制度」です。

【応募イメージ】



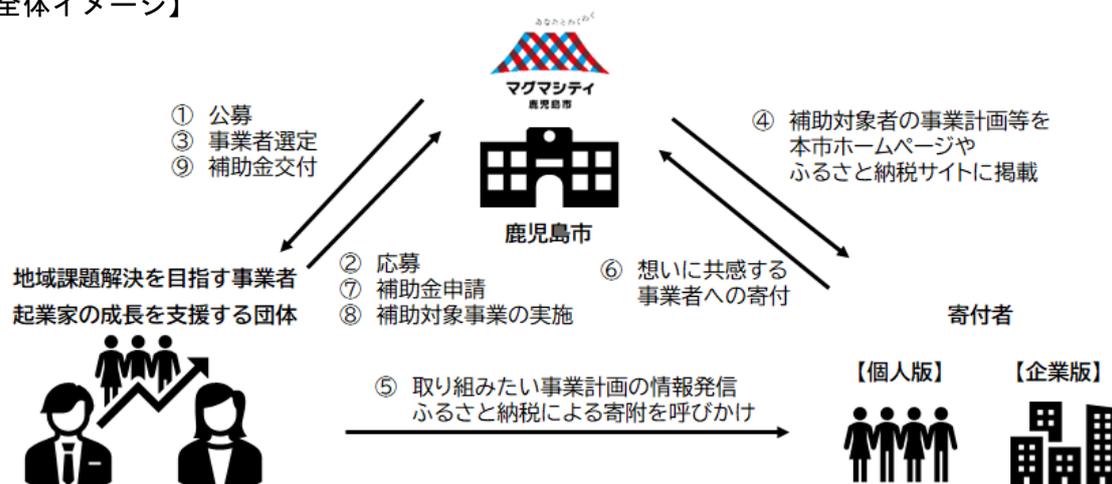
(2) 本市ふるさと納税を活用した寄附集めの実施

- 選定事業者が取り組もうとする事業計画等を鹿児島市のホームページや鹿児島市が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、目標額を定めて、寄附を集めます。
 - 寄附集めに際しては、選定事業者が積極的に広報するものとします。

(3) ふるさと納税を活用して調達した寄附金を原資とした補助金申請・交付

- ・ 目標金額の達成・未達成に関わらず、集まった寄附額（補助限度額あり）にて、補助金の交付申請をしていただきます。
- ・ 交付決定日以降、補助事業の完了日までに支払った経費が補助対象経費となります。補助対象期間中の補助対象経費の支出が交付決定金額に満たない場合は、その差額分は交付されませんのでご注意ください。
- ・ 補助対象事業が終了し、所定の実績報告が完了した日以降に、補助金を交付します。

【全体イメージ】



(注1) 地域課題解決を目指す事業者

鹿児島市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、ビジネスの手法を用いて社会や地域の課題解決に資する事業を営む中小企業者（※）

※ 鹿児島市中小企業振興基本条例（令和4年条例第9号）第2条第1号に定める者を指します。

(注2) 起業家の成長を支援する団体（以下「起業家成長支援団体」という。）

中小企業者の更なる成長と事業の拡大に資する支援に取り組む団体

(注3) 寄附制度の選択について

地域課題解決を目指す事業者に関しては、応募の際に、「クラウドファンディング型を希望」、「企業版を希望」、「クラウドファンディング型と企業版のどちらでもいい」のいずれかを選択してください。予算の範囲内で、審査結果の上位から順に、ご希望の選択肢に沿って割り振りをを行います。

・ クラウドファンディング型ふるさと納税

地方税法第37条の2、第314条の7および所得税法第78条に規定する寄附をいいます。寄附者は、所得税や住民税の控除を受けられるほか、市外在住の方で希望する方は返礼品を受けることができます。

・ 企業版ふるさと納税

「第2期鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進プロジェクト」に対して、民間企業が行う地方創生応援税制上の寄附をいいます。

寄附企業は、法人関係税について税制上の優遇措置が受けられます。

3 補助金交付までの流れ

4月	5月	6月	7-9月	10-翌3月	4月
募集 ●	審査・採択 →				
		寄附サイト制作 ●	寄附集め ● 目標額に到達次第、 寄附受入れ終了。		
				交付申請・交付決定 ● 補助対象事業実施 ●	
				実績報告 ●	補助金交付 ●

【全体スケジュール（予定）】

令和8年4月6日（月）	募集開始
令和8年5月8日（金）	応募締切
令和8年5月中旬	一次審査（書類審査）結果の通知
令和8年5月下旬	二次審査（プレゼンテーション審査）の実施
	二次審査（プレゼンテーション審査）結果の通知
令和8年6月中	ふるさと納税を活用した寄附集めの準備
令和8年7月～9月	ふるさと納税を活用した寄附集め
令和8年10月	補助金交付申請、交付決定
令和8年10月～9年3月	補助事業実施
令和9年3月～4月	実績報告（領収書等補助対象事業実施実績の審査）、交付確定 補助金交付請求、補助金の交付

※ 寄附集めの実施の結果、早期に目標額に到達し、寄附集めを終了した場合は、上記のスケジュールに関わらず補助金の交付申請時期を早めることができます。

※ 補助金の交付については、補助対象事業が終了し、所定の実績報告が完了した日以降となります。

4 補助対象者

次の表の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれの同表右欄に掲げる補助対象者の要件を全て満たす者とします。

補助対象者の区分	補助対象者の要件
地域課題解決を目指す事業者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業内容が、市内外の人々から広く共感を得られる地域課題解決を目指す事業であり、取り組む課題の解決に向けて、測定可能な効果指標を設定する事業者であること。 (2) 中小企業者であること。 (3) 本市に本店を置く法人又は本市に住民登録がある個人事業主であること。 (4) 第9条第1項の規定による応募書類の提出の日において、事業を開始した日から起算して、10年を経過していないものであること。 (5) 調達資金が目標金額に達しない場合も、補助金の交付対象事業を実施する者であること。 (6) 株式会社にあつては、発行済株式の数に対する中小企業者に該当しない法人の保有する株式の数の割合が50%未満であること。 (7) 過去に本事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた事業でないこと。 (8) 納期の到来している市税を完納していること。 (9) 出資者及び役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等に該当しないこと。
起業家成長支援団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業者に対し、経営視座や売上の向上など企業成長に資する取組を行う団体であること。 (2) 本市に主たる事務所を有する公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人又はNPO法人であること。 (3) 市内全域の事業者を支援対象としていること。 (4) 調達資金が目標金額に達しない場合も、補助金の交付対象事業を実施する団体であること。 (5) 鹿児島市中小企業振興助成条例に基づく指導団体への補助を受けていないこと。 (6) 納期の到来している市税を完納していること。 (7) 出資者及び役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等に該当しないこと。

5 補助対象事業

次のいずれかに該当すると認められる事業とします。

補助対象事業		補助対象者	選定件数
区分	内容		
地域課題解決を目指す事業	人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、ビジネスの手法を用いて社会や地域の課題解決を目指す事業	地域課題解決を目指す事業者	5件程度
起業家の成長を支援する事業	起業家の経営視座や売上の向上など、起業家の更なる成長と事業の拡大に資する事業	起業家成長支援団体	2件程度

6 交付条件

(1) 補助限度額・補助率

下記の表のとおり

活用する寄附制度	補助限度額	補助率
クラウドファンディング型ふるさと納税制度	300万円または集まった調達資金相当額のうち、いずれか低い額	補助対象経費の10分の10
企業版ふるさと納税制度	750万円または集まった調達資金相当額のうち、いずれか低い額	補助対象経費の10分の10

※ ふるさと納税を活用して調達した資金が、補助限度額（300万円又は750万円）を超過した場合は、その超過分にあたる寄附金は、鹿児島市への歳入として活用させていただきます。

(2) 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和9年3月31日まで

（交付決定の時期は7月～10月を予定しています。）

(3) 補助対象経費

補助事業に必要な経費のうち、交付決定日以降、補助事業の完了日までに支払った経費であって、以下に掲げる経費項目に該当する経費が補助対象経費となります。

補助対象事業 の区分	補助対象経費	内容
地域課題解決 を目指す事業	展示会出展や広報活動等に要する経費	・展示会出展及びイベント参加等にかかる小間料及び参加費 ・展示会出展及びイベント参加等にかかる交通費、宿泊費等の旅費 ・製品パンフレット等の印刷費、販売促進の広告費、ホームページ制作・改修費 等
	新規開発・改良にかかる経費	・マーケティング調査費、開発費、原材料費、外注費 等
	業務効率やオンライン対応に必要なシステム導入にかかる経費	・外注費、ソフトウェア購入費、機材購入費 等
	自社の人材育成・教育に必要な講座受講等にかかる経費	・講座受講料、講師謝礼・講師派遣旅費 等
	人件費	・経営基盤の強化に係る人件費（社会保険料負担を含む）
	その他、経営基盤強化のための取組のために必要な経費	・その他、経営基盤強化のために必要な経費として市長が認めるもの
起業家の成長 を支援する事業	経営者の育成や教育に必要なイベント等にかかる経費	・講師謝礼・講師派遣旅費 ・会場の使用料及び賃借料 ・イベントチラシ等の印刷費、参加促進の広告費、ホームページ制作・改修費 等
	業務効率やオンライン対応に必要なシステム導入にかかる経費	・外注費、ソフトウェア購入費、機材購入費 等
	人件費	・経営基盤の強化に係る人件費（社会保険料負担を含む）
	その他、経営基盤強化のための取組のために必要な経費	・その他、経営基盤強化のために必要な経費として市長が認めるもの

※ 上記に関わらず、慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課（消費税や公共料金等）、金融機関への振込手数料等は、補助対象経費から除外します。

※ 国、県又は市等から、経費の一部に対し補助金等の交付を受けている場合は、国等の補助対象となった経費を控除した額が、本事業の補助対象経費となります。

※ 補助事業完了後、補助対象期間中に支払った経費等の実績報告を提出いただきますが、補助金の額を確定した結果、交付決定金額と差額が生じた場合、その差額分にあたる寄附金は、鹿児島市への歳入として活用させていただきます。

7 募集期間

令和8年4月6日（月）から同年5月8日（金）までの期間内で、随時、受け付けます。

直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、下記「11 お問い合わせ・申し込み先」へ提出してください。

郵送の場合は、簡易書留で下記「11 お問い合わせ・申し込み先」へお送りください（募集期間最終日必着）。

8 応募方法等

(1) 上記7「募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申込書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参、郵送（簡易書留）又は電子メールで提出してください。

- ① 地域課題解決ビジネス支援事業補助金応募用紙（様式第1-1または様式1-2）
- ② 地域課題解決ビジネス支援事業補助金事業計画書（様式第2-1または様式2-2）
- ③ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
- ④ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- ⑤ 課税事業者・免税事業者届出書（様式第5）
- ⑥ 法人の場合は法人登記簿謄本（提出前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）及び出資者が分かる株主名簿等の書類、個人の場合は開業届の写し
- ⑦ 法人の場合は、決算書（貸借対照表及び損益計算書を複写した直近のもの）直前1期分。個人の場合は、直近の確定申告書（貸借対照表及び損益計算書を複写したもの）
- ⑧ 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（A4・5枚以内、様式は自由）

(2) 提出された応募用紙や資料等の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出された応募用紙等は、支援対象者の選定及び選定後の支援以外の目的で使用することはありません。

9 補助対象者の選定

(1) 審査方法

- ① 一次審査（書類審査）
 - ・ 事務局において、提出書類の確認や資格要件の審査を行います。
 - ・ 応募者多数の場合は、応募内容について、審査基準に基づく書面審査を行います。
 - ・ 一次審査通過者のみが、二次審査に進みます。

- ・ 審査結果は個別にご案内します。（令和8年5月中旬を予定）

② 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ・ 一次審査を通過された応募者にご出席いただき、審査会においてプレゼンテーション審査を行います。
- ・ プレゼンテーションは、提出した事業計画書をもとに、5分間程度のプレゼンテーションのあと、質疑応答を5分間程度行う予定です。（実施方法について、変更の可能性あり）
- ・ 二次審査は、令和8年5月下旬に実施予定です。詳細な日時及び場所、実施方法等は、一次審査の選定結果の通知時にお知らせします。

(2) 審査基準

補助対象の候補者選定にあたっては、応募内容に関し、主に次の項目を審査します。

補助対象事業	
区 分	審査基準
地域課題解決を目指す事業	① 解決したい課題の設定内容・取り組む必要性 ② 課題に対する解決方法としての有効性・波及効果 ③ 共感可能性・寄附の必要性 ④ 寄附集めの姿勢 ⑤ 応募事業の実現可能性・継続可能性
起業家の成長を支援する事業	① 法人の目標達成による起業家成長の期待度 ② 起業家の成長に対する取組としての有効性 ③ 共感可能性・寄附の必要性 ④ 寄附集めの姿勢 ⑤ 応募事業の実現可能性・継続可能性

(3) その他

- ・ プレゼンテーションでは、提出書類に記載されていない提案・計画等の追加はできません。
- ・ 二次審査に不参加の場合は、申請を辞退したものとみなします。

10 留意事項

(1) 補助金の交付申請について

実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額）を控除していただくことになります。

(2) 事業計画の変更の承認について

補助対象の選定を受けた後又は補助金の交付決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

- ・ 総事業費の20パーセントを超える増減
- ・ 補助事業の内容（ただし、補助事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。）

(3) 交付決定の取消しについて

補助金の交付決定後に、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

① 当該年度の末日までに事業が完了しなかったとき。

※ 事業が完了しなかったときとは、上記「8 応募方法等」に掲げる「地域課題解決ビジネス支援事業補助金事業計画書（様式第2-1または様式2-2）」に記載している計画が完了しなかったときを指します。

② 補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。

③ 応募又は補助金の交付申請の内容と著しく異なる事業を実施したとき。

④ 応募又は補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。

⑤ 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(4) 無体財産権等の法的保護について

- ・ 申し込んでいただいた発明や考案、特別な技術等については、特許申請等の法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。
- ・ 応募内容等が第三者の特許権や著作権等の無体財産権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。

(5) 取得財産等について

- ・ 事業完了後は、事業実績の報告書を提出していただきます。
- ・ 上記実績報告書とは別に、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）について、所定の様式により市へ報告書を提出していただきます。

- ・ 取得財産等は、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用してください。

※ 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の無体財産権、書籍及びその他の財産とします。

- ・ 取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。この場合において、当該取得財産等を処分することにより、収入がある場合には、その収入の全部又は一部を市に納付していただく必要があります。

(6) フォロー調査及び成果報告について

- ・ 補助事業終了後は、事務局からのフォロー調査（補助事業終了後3年間、1回／年度のアンケート調査）にご回答いただきますので、予めご了承ください。
- ・ 事務局の求めに応じ、補助事業の成果を発表いただくこともありますので、予めご了承ください。

(7) その他

- ・ 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。
- ・ 補助金の交付申請等に関する手続きについては、別途「鹿児島市地域課題解決ビジネス支援事業補助金交付要綱」及び「鹿児島市地域課題解決ビジネス支援事業補助金交付要領」に規定しています。

11 お問い合わせ・申し込み先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL：099-216-1319、FAX 099-216-1303

URL：<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

E-mail：san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp